

- 食品表示に関し、消費者の選択の機会を確保するため、食品表示に関する一元的な法体系のあり方について検討し、必要な措置を講じていくこととしている。
- 消費者庁に「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を設置。(平成22年4月22日)
  - ①食品表示に関する諸外国の制度や国際ルールについての情報収集
  - ②有識者や関係団体からのヒアリング
  - ③執行現場における実態の把握
 等を行いつつ、検討を進めているところ。
- 事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、現行制度の課題を把握し、平成24年度中の法案提出を目指す旨、検証・評価シートに明記する予定。

## 食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた消費者の意向等分析事業 (平成23年度予算概算決定(新規))【40百万円】

- 新たな食品制度の導入に伴う食品事業者のコスト分析
- 消費者ニーズを踏まえた表示事項、表示方法の検討
- 国際規格(Codex)や諸外国(EU、米国)における食品表示制度の調査

## 消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)見直し案

具体的施策	担当省庁	実施時期
食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。	消費者庁	食品表示に関する一元的な法律について、平成24年度中の法案提出を目指します。

## 食品表示に関する一元的な法律の制定のイメージ

平成22年度

平成23年度

平成24年度

平成25年度

### 一元的な法体系のあり方の検討

- ①統一的な運用の推進
- ②現行制度の課題の把握
- ③国際的なルールとの整合
- ④効果的な執行体制のあり方

一元的な法律の制定

確実な執行

必要に応じて、●栄養表示制度 ●遺伝子組換え食品表示 など 一元的な法律に盛り込む